

## 喜多方市赤ちゃんの駅事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、赤ちゃん連れの家族が外出時において、おむつ交換又は授乳等ができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的とする赤ちゃんの駅事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 赤ちゃんの駅 おむつ交換又は授乳のいずれか一方、又は両方ができる場所であつて、利用対象者が無料で利用できる施設をいう。
- (2) 施設 市内の公共施設、商業施設等、不特定多数の人が利用できる施設であつて、次のすべてを満たすものであるものをいう。
  - ア 暴力団又は暴力団員と関係のある法人等が運営する施設でないこと。
  - イ 遊興飲食させる店舗、風俗店等、青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。
- (3) 登録ステッカー 施設等が赤ちゃんの駅として登録していることを表示するためのステッカーをいう。

### (利用対象者)

第3条 赤ちゃんの駅を利用できる者は、原則として、おむつ交換又は授乳を目的とする乳幼児及び保護者（以下「利用者」という。）とする。

### (登録基準)

第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次に掲げるいずれかをそれぞれ当該各号に定める条件を満たして提供できる施設とする。

- (1) おむつ交換の場 ベビーベッド等、おむつ交換ができる設備があること。
- (2) 授乳の場 カーテンやパーテーション等で仕切り、利用者のプライバシーを確保できること。
- (3) 調乳用お湯 「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて（平成19年6月5日付け食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知）」に沿って提供すること。

### (申請及び登録)

第5条 赤ちゃんの駅に登録しようとする施設の管理者（以下「管理者」という。）は、設置した施設ごとに、喜多方市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、前条の

登録基準を満たすと認めた場合は赤ちゃんの駅として登録（以下「登録施設」という。）するものとし、登録後、管理者に対し、登録ステッカーを交付するものとする。

（登録内容変更及び解除）

第6条 登録施設の管理者は、登録した内容を変更又は登録を解除しようとするときは、喜多方市赤ちゃんの駅登録内容変更・解除届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録施設が登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

（利用の制限）

第7条 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、その利用を制限することができる。

- (1) 施設管理上の支障があるとき。
- (2) 利用者が管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 施設の休業日にあたる時。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。
- (2) 指示された場所以外の場所を利用し、又は許可なく立ち入らないこと。
- (3) 汚物は、持ち帰ること。
- (4) 登録施設を利用する際の利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。
- (5) その他施設の管理者の指示に従うこと。

（登録表示）

第9条 管理者は、登録施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた登録ステッカーを表示するものとする。

（公表）

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地等を市のホームページや刊行物への掲載その他適当と認める方法により公表するものとする。

（実施状況報告）

第11条 市長は、管理者に対して必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月3日から施行する。